

宛先: 西山キミエ成年後見人 安部 高樹 様  
辻 恭子 & 辻 俊雄 様  
辻恭子代理人 弁護士 谷 直樹 様  
弁護士 岩永 隆之 様  
辻 竜也 様  
西山 円 様

松山市道後湯之町 西山 紀男

## 辻恭子によって隠蔽された西山キミエの書類

### 1. 不動産取引等に使用していた十八銀行住吉支店の預金口座を解約している。

平成 2 年 6 月、西山留太郎からの遺伝による精神病を発病した長女 昌子を自宅で療養させるよう医師に勧められた。

自宅療養に適切な住宅を購入する必要に迫られ、母に資金援助を求めた。

平成 2 年 7 月、諫早市城見町の馬場傘屋に賃貸していた宅地の売却を依頼した。

母から「買い手が競い合い、思っていたより高く売れた」との連絡を受けた。

売却代金の一部(1,800 万円)を受取るため母に同行し、十八銀行住吉支店で現金支払いを受けた。

この時、母が呼んだ辻恭子も諫早から来て同行した。

その際、母が不動産取引等に利用していた預金口座は、後見等事務報告書に記載されていない。

また、次の支出は、後見等事務報告書に記載の預金口座の取引明細には記載がない。

- ① 次男 円の結婚式(1999 年 5 月 16 日、ホテル オークラ)に出席した時、母からの祝い金、および出席のための旅費宿泊費。
- ② 紀男の喜寿祝い(2010 年 1 月 4 日、丸山の青柳)での料亭の費用。

辻恭子は、キミエが不動産取引等に利用していた預金通帳を開示すべき。

また、辻恭子はこのときの売買契約書を隠蔽している。

城見町の土地 2 カ所(馬場傘屋、菅原金物店)および喜々津の土地1カ所、合計3カ所の売買契約書は後見人に渡すべき。

### 2. 平成 19 年 ゆうちょ銀行の口座を解約し、新規に開設している。

後見人に引き渡された通帳の取引明細は次のとおり記載されている。

19-01-12 30,000 で新規開設、17610 20792481 ニシヤマ キミエ

その後、残高不足が分ると、時折、入金されている。

毎年、4 月と 8 月に自動引落しが続き、

20-04-25 (簡易保険) 15,400 引落し

20-08-25 (簡易保険) 13,090 引落し

令和元年 5 月、後見人が自動引落しを停止するまで継続している。

辻恭子は、解約した郵便貯金口座の通帳を開示すべき。

3. 西山 和子と紘二が所有する駐車場の賃貸料が振込まれている預金口座は、

平成 19 年 5 月、西山キミエの成年後見人が選任されるまで、辻恭子による支出により、恒常的に残高ゼロの状態が続いていた。

辻恭子は、横領した金額を所有者へ返却すべき。

4. 西山 キミエおよび和子が所有する土地の権利書は

成年後見人へ引き渡すべき。

キミエ 長崎市泉二丁目514番の土地(宅地、262.64 m<sup>2</sup>)

キミエ 諫早市城見町46番の土地(雑種地、202 m<sup>2</sup>)

和子 諫早市城見町45番の土地(雑種地、151 m<sup>2</sup>)

5. 西山和子の通帳は、2021 年 2 月、和子に成年後見人が選任され、

「辻恭子が隠蔽していたことが判明した。」

通帳の過去の取引については、現在、成年後見人が調査している。

6. 2018 年 11 月 30 日、キミエの相続準備のための話し合いの席で

辻俊雄は、「二世帯住宅の購入費用は、3,500 万を 3,000 万に割引いてもらった。」

左右 2 本の指を立てて、「キミエ 1,500 万、俊雄 1,500 万」と指を合わせて実演し、

虚偽の説明をした。

美年子が帰崎のおり、仏壇をお参りに行った。

その時、キミエ母は「この新しい家のために 3,500 万円を辻に渡した。建物は共同名義にした。」と説明した。

このお金は「喜々津の土地を売った。」と美年子に伝えた。

美年子は、西山は先祖代々、喜々津にも土地を所有していたのか？ とびっくりした。

この金額(3,500 万円)は、税金等経費を含めた総額である。

部屋が 7 部屋あり、各部屋のクーラー代、照明器具代、カーテン、ベッド 4 台、等の設備費用や取得税、登記費用などに当てられたことだろう。

キミエ母が、3,500 万円を渡した、と言ったことは証明された。

また、下記の不動産事項証明の内容から、「1,500 万のローンを組んで支払った」との辻俊雄の説明は虚偽である。

事実は、税務署からの課税を逃れるためにローンを組み、申告した。

平成 2 年 11 月 2 日 債務額 1,850 万円 金銭消費貸借設定

平成 7 年 10 月 12 日 債務額 1,690 万円 金銭消費貸借解除

5年後、キミエからもらった資金(3,500 万円)で完済した。

証拠は、後見等報告書に添付の全事項証明(土地の表示)に、記載されている。

長崎県長崎市泉2丁目514「権利部(乙区)所有権以外の権利に関する事項」を貼付します。

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成2年11月15日 第27687号	原因 平成2年11月2日金銭消費貸借契約日設定 債権額 金1,850万円 利息 年5・2%（ただし、月割計算、月未満の期間は、年365日日割計算） 損害金 年14・5% 年365日日割計算 借付者 長崎市京町514番地 辻 俊 雄 抵当権者 東京都文京区後楽一丁目4番10号 住宅金融公庫 （取扱店 株式会社十八銀行） 共同担保 日録の第1205号 順位1番の登記を移記
	[空白]	[空白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年9月8日
2	抵当権設定	平成7年10月13日 第25568号	原因 平成7年10月6日保証委託契約に基づき 未償債権平成7年10月12日設定

★ 下線のあるものは詐称事項であることを示す。 整理番号 D82463 (1/1) 1/2

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			債権額 金1,690万円 損害金 年13%（年365日日割計算） 借付者 長崎市京二丁目10番17号 辻 俊 雄 抵当権者 長崎市出島町10番10号 長崎保証サービス株式会社 共同担保 日録の第1602号
3	1番抵当権抹消	平成7年10月13日 第25596号	原因 平成7年10月12日解除
4	2番抵当権抹消	平成20年4月11日 第10602号	原因 平成20年4月3日放棄

## 7. 西山キミエの葬儀に喪主宣言

令和元年7月7日付、第1回後見事務報告書 追加報告書、3ページに  
次のように記載されています。

平成25年1月22日に東京海上日動から356万6,140円、また同日、同じく東京海上日動から150万円の入金があります。

これが入金された後、平成25年1月22日から1月29日にかけて、「家屋メンテナンス代（半）100万円や「葬儀準備（現金）合計300万円が払い戻されています。

この件は、安部後見人から指摘を受け、平成31年3月100万円および令和元年6月に200万円が返還されました。

西山キミエの葬儀喪主は、長男 紀男である。葬儀費用は喪主の負担である。西山家の葬儀のための費用を辻恭子が事前に準備する必要はない。辻恭子が横領したお金を「葬儀準備金」だと安部 後見人に虚偽の弁解をしている。生前に支出するのは横領である。

キミエはセレモニー長崎の互助会に加入しており（このことは、弟 紘二の葬儀の際、平安社の担当者から互助会への加入を知らされるまで辻恭子は隠蔽していた。）

準備金の名目で辻恭子が支出する必要は無い。

親戚付き合い、友達付き合いもない高齢のキミエの葬儀に 300万円も掛る訳はない。

紘二の時と同じく質素に執り行いたい。

今後、西山家に対して、辻恭子、辻俊雄が介入することを禁ずる。

次に画像を添付します。

普通預金 (兼お借入明細)		6	
日付	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)
25. 1.22	通帳支払	*1,000,000	家屋メンテナンス代(半)
25. 1.23	通帳支払	*1,000,000	葬儀準備(現金)
25. 1.24	通帳支払	*250,000	花みずき
25. 1.25	通帳支払	*30,000	清川社長
25. 1.28	電気料	*5,171	01ツキ ヲツ
25. 1.28	電気料	*12,488	01ツキ テントウ
25. 1.28	通帳支払	*1,000,000	葬儀準備(現金)
25. 1.29	通帳支払	*1,000,000	葬儀準備(現金)
25. 1.30	通帳支払	*500,000	保険料支払
25. 2. 4	水道料	*6,998	ストウケストウ
25. 2.12	お利息		*69
25. 2.15	年金		*311,120
25. 2.15	トカサキカイ		*10,041
25. 2.21	通帳支払	*400,000	花みずき支払
25. 2.26	電気料	*4,680	02ツキ ヲツ
25. 2.26	電気料	*10,473	02ツキ テントウ
25. 2.28	税金	*11,000	ソサセ
25. 2.28	通帳支払	*120,000	ガス暖房温風機
25. 3. 4	水道料	*4,688	ストウケストウ
25. 3.13	トカサキカイ		*17,103
25. 3.15	トカサキカイ		*10,853
25. 3.15	トカサキカイ		*47,905
25. 3.21	トカサキカイ		*1,072,160
25. 3.25	通帳支払	*250,000	花みずき

## 8. 美年子から一言申し上げます。

### 8-1. 水、電気、NHK 料金について。

2021年6月14日、辻恭子の代理人 谷 弁護士より来たメールの中、「後見人から返還を求められてないから返還は必要ない。」との旨、拝読しました。

安部後見人の判断は中立ではない、と思います。

キミエの老人ホーム入居後の、辻俊雄、辻恭子、辻朱美、の3人の生活費です。

キミエは在宅して無いので、その時点で辻俊雄は世帯主としての責任でキミエの名義から辻俊雄の名義に変えるべきでした。

これは、以前の文書で、キミエから了解を取っていた、とのその場しのぎの嘘と弁解で後見人を納得させていました。

キミエが了解した、との証拠は何も残っていません。

老人ホームに入る年寄りに了解を取って、水代金等をキミエに頼らなければならないほど辻俊雄は墮落していらしたのですか？

「水を飲んだ、シャワーを浴びた、クーラーを使った」は事実です。そのおかげで今も存命していらっしゃるのです。

同居を始められた直後、美年子がキミエを訪ねたおり、キミエ母が、「ガス代は辻が持つ、電気代と水道代は私が持つ。」と話しました。

固定資産税は、「辻が建物を持つ、西山が土地を持つ。」と聞きました。

キミエに後見人が付いて、ようやく水道代、電気代の契約者が、辻俊雄になりました。

キミエの口座から費消された水道代、電気代、NHK 視聴料は、以前に後見人宛に数回請求しています。

この小さな金銭の問題を裁判にかけて弁護士さんに費用を払うことは、81歳の西山にとっては大きなエネルギーと時間の損失です。

辻さんは、この件で裁判に勝つ、との自信がおありですか？

この裁判は、西山円、辻竜也、に引き継がれるでしょう。

最近の辻さんは、美年子が初めて出会った頃の印象、お若い頃と比べて随分、変られましたね。

2018年11月30日、美年子に「魔物がついている。孫を追い込んでいる。」と突然、威嚇しました。

横浜にいる孫は、遠くから成長を見せてもらっているだけです。

孫は人格があり、一人の人です。

祖父母が介入することは許されません。

辻さんは、自分の孫にあれこれ言っているのですか？

令和元年 12 月 19 日付の、辻からの書状には、「12 月 1 日付の美年子からの書状は、妄想により記述されている。」と美年子を脅しました。

## 8-2. 西山キミエの法名に介入

西山紀男が心を込めて長延寺にお願いした法名、長延寺のご厚意で素晴らしい法名をつけていただいた。

法名「釋眞恵信女」、これに対して辻は、再度お寺に行つて院号に改めるよう、指示命令してきました。

辻が西山家の法名に介入する権利は無い。

何故、ありがたい、と感謝の気持ちをお寺(西山の菩提寺)に抱かないのですか？

辻さんは、大きな、立派な家に住まい、良い車に乗って(100万円はキミエの口座から費消)、美人でお洒落な奥様と連れ添って、豊かな熟年をお過ごしですね。

喪主、法名の件など、辻が西山家に介入し、長男の紀男に指示・命令することは傲慢で横暴なことだと思ひます。

このことを親友に相談したところ、「妹さん夫婦は常軌を逸しているね。」と言われました。

辻の喪主介入、法名介入について、夫紀男は、「辻の西山に対する反乱だ。」と怒っています。

この反乱については、岩永弁護士に、即刻お願いしました、

美年子は、結婚して、横山とは他人となり、西山の人間になりました。

恭子は、結婚して辻の人間となり、西山とは他人です。

西山の当主は、あくまでも紀男です。

夫の最近を傍で見ていると、いたたまれなく書かせていただきました。

何卒、ご理解いただきますように。

以上、